

生駒市熱中症対策方針

(令和6年6月25日施行)

1 本方針について

熱中症による国内の死亡者数は、5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移し、今後、地球温暖化が進行すれば、熱中症の被害が更に拡大するおそれがある。

国はこのような状況に備え、熱中症対策の一層の強化するため、気候変動適応法を改正し、熱中症特別警戒アラート等の仕組みを創設した。

熱中症特別警戒アラートが発表される場合には、過去に例のない暑さが広域的に発生することが想定されるため、本市においても起こり得る影響・危険性を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう、熱中症に関する本市の対策方針を定めるものとする。

なお、小中学校等においては、別に定める生駒市教育委員会熱中症予防対応マニュアルに基づき対応を行う。

また、本方針は、熱中症を取り巻く環境の変化に伴い、適宜見直すものとする。

2 平時の熱中症対策

- ①関係機関、関係者への啓発・環境省 LINE 等の登録の周知
- ②イベント等の開催に当たっては、「イベント開催時等における熱中症予防対策」等を活用し、対策を実施する。また、涼み場所としてクールスポットを設置すること。
- ③暑さ指数(WBGT値)を測定し、31を超えるような場合には、下表の熱中症予防運動指針の列に基づき、警戒を呼び掛ける(スポーツ施設等)。
- ④熱中症弱者(乳幼児・学童・高齢者など)は特に注意が必要であることから、下表の日常生活における注意事項の列を適用(熱中症弱者は、一つ上の温度基準域の欄を適用)することを周知する。

暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等			
暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安※1	日常生活における注意事項 ※1	熱中症予防運動指針 ※2
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4J」(2022)
※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

3 熱中症警戒アラート発表時の対応

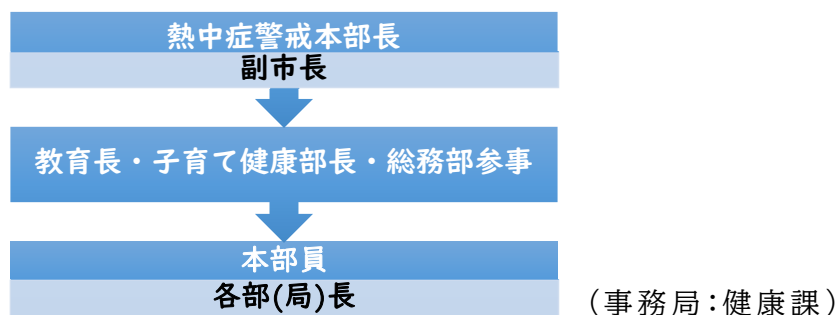
熱中症警戒アラートが発表された場合は、市公式 LINE、X(twitter)等 SNS を活用し、市民の警戒を促すものとする。

なお、報道発表については、政府が行い、住民は気象情報と同様にニュースやラジオ等のメディアから情報が入手できる。

4 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

(1) 熱中症警戒本部体制等

熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、熱中症警戒本部を設置し、対応するものとする。



なお、熱中症患者の大量発生等、市が対応すべき何らかの被害が発生した場合には、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各部長を本部員とする熱中症災害本部体制に移行し、対応を行うものとする。

(2) 熱中症特別警戒アラート発表時の対応の流れ

- ①アラート発表(前日午後2時)
- ②熱中症警戒本部の設置(本部員参集)
- ③本部会議において、本部長から翌日に向けた対応を指示
- ④各部(局)長は各所管所属長と指示内容を共有
- ⑤各所属で対応を実施
- ⑥本部会議において、対応を報告・共有

(3) 熱中症特別警戒アラート発表時の市の具体的な対応

- ①指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の開放
- ②市民への伝達
 - ・市公式ホームページ(赤粋)
 - ・市公式 LINE、X(twitter)
 - ・防災行政無線
 - ・緊急・災害情報メール(赤粋連動)
 - ・たけまるアラート(状況に応じて)

※市民への伝達時に伝える内容

- ・熱中症特別警戒アラートが発表されたこと
- ・屋外や空調(冷房)設備の整っていない場所での活動が危険であること
- ・クーリングシェルの開放

③市主催事業の原則中止

5 熱中特別警戒アラート発表時の事業実施について

①市主催事業等

原則として中止する。ただし、オンラインのみで開催するイベントを除く。

②市以外が主催する事業等

実施の判断は主催者が行うが、施設管理者は特別警戒アラートが発出されていることを伝える※とともに、適切な熱中症対策が取られることを確認する。

※以下の点を伝え、主催者に事業実施の是非の判断を促す。

- ・特別警戒アラートは、過去に例のない危険な暑さが広域で広がることが予測されるものであり、熱中症による救急搬送者数の増大や医療の提供に支障が生じるような状況が想定されること。
- ・特別警戒アラートは「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」において、緊急安全確保が必要な「警戒レベル5相当」に位置づけられること。

6 クーリングシェルの指定等について

①市公共施設、生涯学習施設

市民が滞在できる冷房設備の整った空間を確保できる施設は、原則指定する。

なお、過去に例のない危険な暑さが予測される場合に発出されることに鑑み、原則として閉館日であってもクーリングシェルとして開放するものとする。

また、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合であっても、閉館時間を除き、涼を取るために来訪する市民等を受け入れるものとする(クールスポット)。

②民間施設

公募し、順次指定する。なお、応募施設には、熱中症特別警戒アラートが発出していない場合であっても、営業時間については涼を取るために来訪する市民等を受け入れるよう、併せて依頼する。

③専用ステッカー、のぼり旗等の掲示

指定施設は、クーリングシェルであることを専用ステッカーにより市民へ周知し、特別警戒アラート発表時には、専用のぼり旗を掲示するものとする。

また、平時からクールスポットとして運用可能な施設においては、クールスポット専用のぼり旗を掲示するものとする。